

農用地区域からの除外申請チェックリスト

申請地番:

	確認項目	チェック欄
農林業振興課で 確認	土地改良事業の対象農地ではない。または対象農地であるが、事業の完了年度から8年以上経過していることを確認している。 ※8年末経過の農地は除外することはできません。	<input type="checkbox"/>
	「中山間直接支払い事業」及び「多面的機能支払い事業」の対象農地ではないことを確認している。 ※対象農地の場合、返還金が発生します。	<input type="checkbox"/>
農業委員会 確認	農業委員会で農地区分の確認 申請地は（ ）種農地 及び転用が可能であることの確認をしている。 ※転用見込みがない場合、除外することはできません。	<input type="checkbox"/>
県ホームページ 確認	徳島県策定の「農用地利用計画の変更(農用地区域からの除外)の判断基準」を確認している。 ※この基準を満たさない場合、除外することはできません。	<input type="checkbox"/>
上記の項目の確認が取れていない場合は事前の確認をしてください。		
	除外土地比較検討表を作成している。 (自己所有等の土地の場合：様式1 自己所有地以外場合：様式2) ※代替地がないことの確認のため、作成が必要です。ただし、申請地が荒廃農地調査によりB判定となっている、またはA判定となっている農地で生産条件が不利等で今後耕作される見込みがない場合は不要となります。	<input type="checkbox"/>
資材置場または駐車場(事業用か否かに関わらず)での除外申請の場合、 下記項目を追加で確認してください。		
	農業委員会に提出する転用書類と同様のものを作成している。 ※事業計画書、事業所との位置関係等により、確実性及び必要性を確認します。	<input type="checkbox"/>
	申請地で再生可能エネルギー発電事業計画(改正FIT法)の申請をしていない。 ※目的外での除外・転用を防ぐため、申請地で認定を受けている場合、資材置場または駐車場での除外はできません。申請するためには、計画の取下げが必要となります。	<input type="checkbox"/>

農振除外申請必要書類

① 農振除外申請書 1部

- 申請地のうち所在略図は住宅地図のコピー
申請地の表示をすること（囲み表示、矢印表示等）
- 申請地の写真
申請地全体を写したもの（2方向以上で全形を撮影するとともに撮影方向を記入）

② 農用地区域からの除外申請チェックリスト 1部

③ 除外土地比較検討表 1部

- 自己所有等の土地の場合：様式1 自己所有地以外場合：様式2
- 申請地が荒廃農地調査によりB判定となっている、またはA判定となっている農地で生産条件が不利等で今後耕作される見込みがない場合は不要となります。

④ 申請地（白地併用の場合は併用の土地も含む）の登記簿謄本（または写し） 1部

- （徳島地方法務局発行の3カ月以内のもの）
- 登記所有者住所と申請人住所に相違がある場合は、戸籍の附票等住所のつながりが分かる書類を添付（写し可）

⑤ 申請地の地籍図（公図）の写し 1部

- （徳島地方法務局または吉野川市農林業振興課発行の3カ月以内のもの）
- 筆界未定地の場合、所有者全員の同意書（原本）
- 権利設定者の申請の場合、所有者及び権利設定者全員の同意書（原本）及び全員の印鑑証明書（写し可）

⑥ 土地利用計画図 1部

- 土地利用計画平面図及び配置図（設備・架台・モジュール・その他）
- 断面図（数値 mm、cm、mを表示及びGLの記載をしたもの）

⑦ （申請理由が資材置場及び駐車場の場合） 農地転用と同様の書類（別紙参照） 1部

- 申請地で再生可能エネルギー発電事業計画（改正FIT法）の申請をしている場合は、目的外での除外・転用を防止するため、除外することはできません。既に認定されている場合は事前に取下げを行う必要があります。また、除外申請後に再生可能エネルギー発電事業計画（改正FIT法）の申請が確認された場合も転用を行う事はできません。

※上記以外の書類も提出していただく場合があります。

（例えば、土地の一部を除外申請する場合は求積図、製品パンフレット等）

⑦資材置場及び駐車場の場合の添付書類について

1 事業計画書 1部

- 通常の駐車場の場合…様式21号
資材置場及び事業用駐車場の場合…様式21号の2
農業委員会及び市ホームページで入手できます。
- 取水・排水がある場合は、その計画書を添付。

2 (転用者が法人の場合) 法人の登記簿謄本(またはコピー) 1部 法人の定款のコピー 1部

3 (既に事業を行っている場合) 現在の状況が分かる書類

- (現に利用している資材置場等がある場合)利用している資材置場等の場所が確認できる地図及び利用状況の写真
- (現に保有している資材等がある場合)保有している資材等の写真
- (過去5年間のうちに、転用許可を受けた資材置場等がある場合)利用状況が分かる写真

4 (新規に事業を行う場合) 事業実施に必要な許可等の取得状況が分かる書類

5 (再生可能エネルギー発電事業計画(改正FIT法)の申請がされていることが確認された場合) 計画の取下げをしたことが分かる書類

- 取下げ申請をしたことが確認できる画面のコピー等

※その他の注意点

- 吉野川市は、台風・ゲリラ豪雨等による農地等への浸水被害地域がありますので、除外申請の受付ができない場合があります。
- 農振除外申請では、農振法による除外要件の他に、農地法に基づく農地転用許可の見込みが必要ですので農地区分等の許可要件に特に注意して下さい。
- 吉野川市鴨島町の市街化調整区域では、農家住宅の建設等一定の限られた開発行為以外は認められません。
- 事前に周囲への説明を行う等、周辺農地や耕作者への影響について配慮するようにしてください。
- 徳島県の農用地区域からの除外の判断基準の策定により、この判断基準を満たさない(申請地が農地以外の地目の土地に直接又は用水路を介して接していない等)申請については除外することはできません。